

保護者説明会

支援記録簿導入について



氏名

生年月日

住所

保護者氏名

職業

連絡先

欠席日数

特記事項

趣味・特技

問題行動の内容

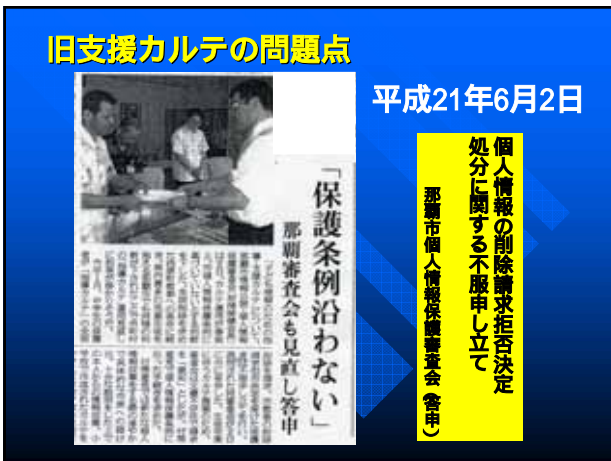
指導の方針

支援の内容

月日

記録欄

記録者



旧支援カルテの問題点

- 保護者が「旧支援カルテ」の存在を知らなかった。
- 旧支援カルテ作成の「法的根拠」が不明確
- 「適切な管理」のきまりが無かった。
- 様々な個人情報が集められていた。
- 「記載内容」確認の仕組みが明らかでなかった。
- 「廃棄処分」の目安が明確でなかった。
- 「目的外利用」されていないか？
- 個人情報の「本人開示の原則」

新たな「記録簿」の必要性

支援を要する児童・生徒について全校体制で共通理解を図ることが困難に！

口頭での引き継ぎでは不安記録に残す必要がある！

学年間の引き継ぎ、継続的で一貫性のある支援が滞る！

保護者への説明責任を果たし、共通理解を図ることができる！

旧支援カルテの問題点と改善策



保護者が「旧支援カルテ」の存在を知らなかった。

リーフレットの配布・保護者説明会の実施

旧支援カルテ作成の「法的根拠」が不明確

「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則」を一部改正し法的根拠を明らかにする。

旧支援カルテの問題点と改善策



「適切な管理」のきまりが無かった。

「支援記録簿の取り扱いに関する運用方針」で「適切な管理」の方法について規定する。

様々な個人情報が集められていた。

「必要最小限」の情報だけを記録する。

旧支援カルテの問題点と改善策



「記載内容」確認の仕組みが明らかでなかった。

校長による確認を規定した。

「廃棄処分」の目安が明確でなかった。

小学校卒業時、中学校卒業時に廃棄する。

旧支援カルテの問題点と改善策



「目的外利用」されていないか？

活用目的は「生徒指導」だけ、目的外の利用はできない。
活用できるのは、学校と総合青少年課だけ

個人情報の「本人開示の原則」

本人開示の原則に則り「支援記録簿の取り扱いに関する運用方針」で保護者説明を規定した。

「子ども理解のための指導・支援カルテ」



「支援記録簿」

支援記録簿の目的

教師が一人一人の児童・生徒に常に目配り気配りを行い、支援を要する児童・生徒について共通理解を図り、全校体制で取り組むことを目的に、継続した支援の充実が図れるような資料作成を行います。それが支援記録簿です。

期待される教育効果

1. 日常的な記録
支援の方法について共通理解が図れる
2. 全校体制による組織的な支援ができる
3. 学年間の引き継ぎ
継続的で一貫性のある支援を行える
4. 保護者への説明責任
学校と保護者間で共通理解が図れる

「支援記録簿」の様式

保護者の理解を得ることに努めます

1 基本的事項		校長名 押印
2 行動・支援事項		

「支援記録簿」の様式(裏)

日付	支援の記録 対応したこと、これからの方針について簡潔に記入する。
継続的な支援を要する事項について (事実のみを記入)	改善された場合にも記入する。

支援記録簿の記入の目安



- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 家出、無断外泊 ・ 生徒間暴力 ・ 対教師暴力 ・ いじめ ・ 万引き ・ 器物損壊 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒 ・ 喫煙 ・ 補導 ・ 不登校 ・ その他 |
|---|--|

お子様の支援記録については
御覧になれます

平成22年10月1日

「支援記録簿」スタート

保護者の皆様の御理解を宜しくお願い致します



ご清聴ありがとうございました